

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する等の改正を行うこと。（本則関係）

第二 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行すること。（附則関係）